

分担金・拠出金の名称		国際連合工業開発機関(UNIDO)分担金	拠出金等の種別	平成29年度 予算額 (当初予算)	1,393,584千円	総合評価
拠出先の国際機関等の名称		国際連合工業開発機関(UNIDO)	分担金			B
国際機関等の概要及び成果目標		<p>(1)当該機関の設立経緯等・目的 ・開発途上国における工業開発を促進し産業協力を推進することを目的として国連総会決議に基づき1966年に設立され、1985年に国連専門機関として独立。事務局はウィーンに所在。 ・開発途上国における工業開発促進、産業協力の推進を任務とする唯一の国連機関として、共有された繁栄の創出、経済競争力の促進、環境の擁護の3項目を優先分野として、途上国に対し環境と両立する形で産業開発を行うために技術協力、調査研究・政策立案助言、規範策定、国際会議・フォーラム開催を実施している。</p> <p>(2)拠出に当たったの成果目標 ・開発途上国の工業付加価値額を前年度より改善する。</p>				
分類	評価基準	実績・成果等				
I 当該機関等の活動・組織について	1 当該機関等の専門分野における活動の成果・影響力	<p>・UNIDOは、開発途上国における工業開発促進、産業協力の推進を任務とする唯一の国連機関として、「包摂的かつ持続可能な産業開発(ISID)」を掲げ、世界の全ての人が一様に持続的な繁栄を享受し、産業が持つ可能性が最大限に活用されるよう、技術協力プロジェクトの実施や政策提言等を行うことで、これら途上国の工業生産性の改善に取り組んでいる。これらの活動は、開発途上国の工業付加価値額の増加に貢献しており、具体的には、工業付加価値指数(※2000年の工業付加価値額を100とした場合の数値)が、2016年の238から、2017年には254に上昇した。</p> <p>・UNIDOの積極的な働きかけの結果、ISIDの概念は、持続可能な開発目標(SDGs)の目標9「強靱なインフラ構築、包摂的且つ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進」に反映された。開発途上国における工業開発を促進し、産業協力を推進する活動を行う唯一の国連機関として、UNIDOが同分野において有する国際的な影響力は大きく、特にアフリカ諸国からの支持が強い。</p> <p>・かかる影響力の高まりを反映し、2016年単年での技術協力プロジェクトへのドナー拠出額は210.1百万米ドルと、過去5年間で33%の目覚ましい伸びを示すなど、近年国際社会の関心と期待を特に集めている。</p> <p>・UNIDOによる取組の成果は、年次報告書の形で加盟各国に配布されるほか、同機関ホームページやSNSで広く一般に向けて発信されている。年次報告書には、UNIDOの取組の成果と機関運営の実効性に関する総合的な評価枠組みが掲載されている。加えて、近年、UNIDOは、ホームページ上にオープンデータ・プラットフォームを開設し、事業報告書や統計データ等25,000点の文書を公開している。また、同機関が参加する国際会議や各種イベントにおいてブースを設け、直近の成果をパンフレットや映像等を用いて分かりやすくアピールするなど、同機関のビジビリティの強化にも取り組んでいる(事業紹介映像等は、Youtubeでも発信されている)。</p> <p>・また、UNIDOは、日本語でも各種のパンフレットや報告書を作成し、我が国国内でのビジビリティ強化にも努めているほか、ドナー支援を広報するドナー会合等を毎年開催し、別途の拠出金で実施される我が国事業をベストプラクティスとして対外的にも広く取り上げている(2016年は、取り上げられた5事業中2件が我が国拠出事業)。加えて、UNIDOでは、2016年から日本のメディア(新聞社や通信社等)の担当者・記者向けに活動を分かりやすく説明する座談会を定期的実施しており、その結果、李事務局長の訪日やUNIDOが実施する技術支援活動がメディアに取り上げられる機会が増えている。</p> <p>・UNIDOが推進するISIDが反映されたSDG目標9「強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進」については、UNIDOがその実施においても重要な貢献を行うことが期待され、2016年は、世界人道サミット、第6回アフリカ開発会議(TICAD VI)、G20等の国際会議に事務局長が出席し、UNIDOの活動を積極的にアピールするとともに、SDGs実施促進に向け、各国や他の国際機関との連携を図っている(後述の具体例を参照)。</p> <p>・また、UNIDOは、目標9の実施モニタリングにおいても中心的役割を果たしている。UNIDOは、2015年末、目標9実施モニタリングを含む産業開発報告書2016年を作成(同報告書は2年毎に作成される予定)。2016年及び2017年にはSDGsの進捗を確認し、フォローアップを行うためのハイレベル政治フォーラム(HLPF)に向けた貢献として、工業開発理事会(IDB)議長から経済社会理事会議長に産業関連のインプットを提出したほか、2016年12月には、国連経済社会局(UN-DESA)と共に専門家グループ会合を開催(成果文書は2017年HLPFへのインプットとなる)。2017年HLPFに向け、目標9実施レビューのための関係機関によるインプット作成においてリードをとった。UNIDOは、SDGs指標に関する機関間専門家グループ(IAEG-SDG)によって目標9に関する実施モニタリングのためのデータベース管理機関に指定されている。</p> <p>・SDGsに関するUNIDOの取組は幅広く、目標9に限らず、産業化が関係する諸目標(環境・気候変動に関する目標6,7,11-15を含む)においても積極的役割を果たしている。2017年には、第5回ウィーン・エネルギー・フォーラムを開催し、世界各国から国家元首、閣僚、国際機関の長、政府高官等100名のスピーカーを招聘し、「SDGsとパリ協定の実施のための持続可能なエネルギー」をテーマに議論を展開し、報告書を取りまとめ、各レビュープロセスへの貢献を果たした。</p> <p>・さらに、UNIDOは、特にアフリカにおける工業化を強力に推進。2016年7月の国連総会では、アフリカにおける持続可能な工業化のニーズを踏まえ、「第3次アフリカ工業開発の10年(IDDA III)2016-2025」を決議。国連総会では、同決議において、UNIDOがIDDA III推進のリードを取ることを求めた。同決議を踏まえ、現在戦略計画が作成されつつあり、アフリカ連合(AU)やアフリカ開発銀行等の関連諸機関との連携が模索されている。</p> <p>・SDGs達成(特に目標9、目標7(エネルギー)や目標13(気候変動))に向け、UNIDOはパートナーシップ・アプローチをとり、他の国連開発機関・計画等と積極的に協力している(国連食糧農業機関(FAO)、国際農業開発基金(IFAD)、国際労働機関(ILO)、国際電気通信連合(ITU)、国連エイズ合同計画(UNAIDS)、国連開発計画(UNDP)、国連環境計画(UNEP)、世界保健機関(WHO)、世界的所有権機関(WIPO)及び世界銀行との連携)。UNIDOとFAO及びIFADとの協力の一例として、2011年に立ち上げられたアフリカの農業生産量と収益性を上げることで、バリューチェーンを確立し、持続的な貧困削減を目指す「アフリカ農業ビジネスおよび農産業開発イニシアティブ(3ADI)」が挙げられる。また、国際金融機関などとの協力を模索するパートナーシップ・カンントリー・プログラム(PCP)の文脈では、世界銀行、欧州投資銀行、アフリカ開発銀行、アジア開発銀行等との協力を通じ、プログラムへの資金調達を拡大を図っている。</p> <p>・また、環境分野における技術促進の観点から、モントリオール議定書(オゾン層保護基金)や地球環境ファシリティ(GEF)の実施機関として事業を実施しているが、2016年、UNIDOに対するGEFからの拠出は79.5百万ユーロ、モントリオール議定書基金からの拠出は38.3百万ユーロに上るなど、環境分野においてもUNIDOの役割が重視されている。また、国連気候変動枠組条約における技術移転メカニズムとして、2010年COP16のコンクン台意によって設立された「気候技術センター・ネットワーク(CTCN)」をUNEPと共同で運営している。</p> <p>・UNIDOの李事務局長は毎年訪日し、SDGs達成に向けた我が国とUNIDOの協力関係等につき協議を行っている。過去3回の訪日では、日・UNIDOの連携強化のための行動計画書を提出している。2017年は、特に、事務局長訪日の際の我が国からの働きかけを受け、また、SDGs実施に向けた我が国取組の優先事項を踏まえ、UNIDO側から我が国に対し、産業開発、気候変動、アフリカ開発協力等を念頭に、「質の高い成長」、「人間の安全保障」、「人道と開発の連携」といった我が国開発援助外交の主要テーマに即してSDG実施に向け協力すべく、改訂された日・UNIDO連携強化行動計画書が提出されており、我が国としてこれを高く評価。</p>				

<p>2 当該機関等の組織・財政マネジメント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・UNIDOは、毎年、外部監査を実施している。直近に実施された外部監査は2016年に係るものであり、監査報告書は2017年4月に同機関のホームページ上で公表されている(2016年の外部監査官は、ドイツ連邦監査裁判所所長)。同監査報告において、UNIDOは、国際会計基準(IPSAS)に合致した会計処理が行われていることにつき、無限定の適正評価(unqualified audit opinion)を受けている。 ・2016年のUNIDO分担金の執行状況は、年次報告及び上記外部監査で明らかになっているほか、2017年3月末時点での財政状況が本年5月の計画予算委員会(PBC)及び6月の工業開発理事会(IDB)で報告されるとともに、同報告の内容は同機関のホームページ上で公表されている。我が国はUNIDOの主要意思決定機関である計画予算委員会(PBC)及び工業開発理事会(IDB)のメンバーであり、適時適切に報告を受けている。 ・次期二か年予算(2018/2019)において透明性が確保され、効率的・効果的な資金配分を行うべく、外部監査の指摘事項を踏まえた予算案が事務局から提示され、PBCにおいて一部変更を含めて承認され、今後IDBにおいて審議される予定。 ・UNIDO事務局は2010年から改革・組織改編プログラムを導入し、効率的経営改革(結果5.2百万ユーロ減)や成果主義の導入等を継続し、中期プログラム枠組みでは指標を整備。さらに2016-17年予算では、2014-2015年予算に比べ、P5以上の職員削減(12%減)や、現地専門職の現地事務所配置の増加(+8%)を通じ経費削減(4.6百万ユーロ減)を実現。 ・李事務局長は、加盟国の求めに応じ、加盟国との対話を強化し、対加盟国ブリーフィングや対話の機会を増やす努力を行っているが、その一環として、特にドナーとの対話強化を強く意識した組織改編(ドナー連携部門の強化等)やドナー支援を広報するドナー会合等を毎年開催している。 ・また、組織運営の透明性を一層向上する観点から、上記のとおり、2015年12月にオープンデータプラットフォームを立ち上げ、実施中の全事業の進捗状況を外部から把握できるようにした。 ・UNIDOは、上記の外部監査官の勧告を受け、2016年、組織マネジメントを監督する独立の監査諮問委員会の設置を決定、2017年中に設置される予定であり、今後一層のマネジメントの向上が期待される。 ・2015年に欧州委員会(EC)が発表したUNIDOの活動・運営評価において、ECは、UNIDOにおける内部監督、会計処理、外部監査、調達及び外部委託に適用されるシステム、監督手法及び手続規則は、いずれもECが要求する水準に合致しているとの結論に至った。 ・また、世界銀行も、2016年5月にUNIDOの評価を行い、その手続及びシステムが適正であるとの評価を下している。 ・UNIDOは、2015年、「モンリオール議定書実施のための多数国間基金」において、4機関(UNDP, UNEP, UNIDO, 世界銀行)のうち最上位の実施機関の格付けを受けた(2016年発表)。2001年以降の15回の格付けに際して、UNIDOは13回にわたって最上位の格付けを獲得している(2002年及び2007年には2位)。 ・我が国は、UNIDOの主要意思決定機関であるPBC及びIDBの委員国・理事国を一貫して務めており、予算策定、組織・財政マネジメント改革の観点から積極的に関与している。また、李事務局長は毎年訪日し、我が国ハイレベルとの協議を実施しており、これらの協議の度に、UNIDO側より透明性のある財政マネジメントを行う旨確約を得ている。このことは、毎年提出されている日・UNIDO連携強化行動計画書の中でも確認されている。 ・また、我が国は、ジュネーブ・グループ共同議長として機関の予算交渉プロセスに関与。現行の2か年予算(2016-17年)は、我が国の立場を反映した結果となるなど、最大の分担金負担国としてのプレゼンスを確保。 ・2017年5月、計画予算委員会(PBC)は、PBC関連事項について扱う加盟国間の非公式作業部会の設置するよう工業開発理事会(IDB)に勧告することを決定。今後IDBにおいて審議される予定であるが、実現すれば、計画・予算・財政に関する諸問題につき加盟国との間の一層の対話の強化が期待される。
<p>II 当該機関等と日本との関係について</p> <p>3 日本の外交課題遂行における当該機関等の有用性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・UNIDOは我が国が外交政策を遂行する上で有用なパートナー。UNIDOが従前より提唱してきた「包摂的且つ持続可能な産業開発(ISID)」の概念は、我が国の「開発協力大綱」が掲げる「質の高い成長」に通じるものであり、特に、UNIDOの任務は、総理大臣を本部長とするSDGs推進本部が2016年12月に採択した「SDGs実施指針」に合致。UNIDOは、2017年提出された日・UNIDO連携強化行動計画でも、SDGs実施推進に向けた我が国との協力を重視しており、SDGs実施のパートナーとして重要な役割を果たすことが期待される。 ・UNIDOは、官民連携(PPP)推進の場を提供しつつ、開発における我が国の民間セクターの積極的な関与を後押ししている。また、特に、TICADプロセスには一貫して積極的に参画。2016年にナイロビで開催されたTICADVIIには、事務局長が出席したほか、サイドイベント2件を主催。 ・さらに、UNIDOは、我が国が推進する「人間の安全保障」の名前を冠する課を有しており、過去10年で人間の安全保障基金案件を15か国以上で実施するとともに、2015年5月には、ウィーンにて人間の安全保障普及促進イベントを共催。この他にも、本件分担金ではないが、我が国拠出によって、人道危機に直面する各国の難民や国内避難民、女性や若者を対象とした事業を数多く継続的に実施するなど(直近の例として、シリア難民やイラクの国内避難民問題に関連する事業を実施中。), 「人間の安全保障」概念の普及や、我が国が重視する「人道と開発の連携」促進に大きく貢献している。 ・UNIDOは、経済産業省と協働して、①「低炭素・低排出クリーンエネルギー技術移転プログラム(LCET)」を実施し、ケニア(低落差マイクロ水力発電技術)、エチオピア(低落差マイクロ水力発電技術・太陽光発電技術)、モロッコ(レドックスフロー蓄電池)における、日本の低炭素・低排出技術の普及を推進しており、特にケニア、エチオピアのプロジェクトは我が国が推進している「二国間クレジット制度(JCM)」の下でのプロジェクト化を前提に実施している、②2016年8月のTICADにおける「質の高いインフラ投資」推進の一環として、「地熱分野で、2022年までに約300万世帯分の電力需要を賄う」との安倍総理大臣の発言に関し、同省との協働により、「地熱発電プログラム」を開始し、ケニア、エチオピアを念頭に、日本技術を活用した小型地熱発電の導入等を図ることとしている。 ・また、国連気候変動枠組条約における技術移転メカニズムである「気候技術センター・ネットワーク(GTCN)」「経済産業省が資金を拠出)、途上国への低炭素技術移転プロジェクトと民間資金を結びつける活動である「民間資金調達支援ネットワーク(PFAN)プログラム」(経済産業省が資金を拠出)を運営している。以上に加え、UNIDOは経済産業省と協力し、日本企業のエネルギー・環境技術を集めた「環境技術データベース」を作成し、英文でウェブサイトに掲載しつつ、途上国の人々に情報提供している。 ・さらに、UNIDOは、特にアフリカ等の地域における開発のノウハウと経験が豊かであり、我が国が現地の治安等の理由から直接の二国間援助を行うことが困難な地域(イラク、リベリア、コートジボワール、南スーダン等)における緊急人道ニーズに応え、社会安定を目的とする個別のプロジェクトを実施するなど、直接の二国間支援に対する補助・補完的役割を果たす機関として非常に有益である。 ・我が国は、UNIDOの主要意思決定機関であるPBC及びIDBの委員国・理事国を一貫して務めており、上述の予算策定及び組織・財政マネジメント改革の観点からのみならず、UNIDOの各種の政策立案、活動実施の点でも積極的に関与している。これまで我が国の意見が顧みられなかった事例はなく、我が国の意図に反した決定が行われたこともない。 ・李事務局長は毎年訪日し、地球規模課題審議官との政策対話を実施すると共に、外務副大臣、外務大臣政務官、経産副大臣・政務官等の我が国のハイレベルとの協議を実施している。直近の過去3年間においては、2015年5月、2016年5月、2017年4月に訪日している。これらの協議の際には、我が国から、日本の主要外交課題がUNIDOの活動に反映されるよう働きかけ、UNIDO側から、我が国外交政策との連携はもとより、日本企業の技術活用や邦人職員の積極的待遇を含む連携強化行動計画書を提示するとともに、定期的実績・重点分野のレビュー実施。かかる対話や行動計画書において、透明性のある財政マネジメントを行うことを確約している。 ・特に、上述の2017年の連携強化行動計画書は、事務局長訪日の際の我が国からの働きかけを受け、また、SDGs実施に向けた我が国取組みの優先事項を踏まえ、UNIDO側から我が国に対し、産業開発、気候変動、アフリカ開発協力等を念頭に、「質の高い成長」、「人間の安全保障」、「人道と開発の連携」といった我が国開発援助外交の主要テーマに即してSDGs実現に向け日・UNIDO連携を一層強化することを目指し、改訂されたものとなっている。

・UNIDO東京事務所は、日本から開発途上国及び新興国への投資や技術移転を促進している。これらの国々の投資担当官を日本に招聘し、投資・技術移転の機会を照会するイベントや日本企業との個別面談等、ニーズに合った各種プログラムを実施している。また、同事務所は、セミナー、ワークショップ及びフォーラムを開催・講演し、様々な展示会やイベントに参加して、UNIDOの活動及び途上国・新興国の情報を紹介している。2016年には、242件の個別相談を実施し、35件のセミナー、2件の展示会を開催、参加した。これに加え、2016年5月には、日本企業を対象とした「UNIDO調達セミナー」を東京で開催し、100名を超える企業関係者が参加し、うち9社がUNIDO調達担当官と個別面談を実施。2017年6月に開催される「国連ビジネス・セミナー」にもUNIDO調達担当官が参加予定。

・UNIDOは、途上国の産業開発に向けて民間企業と連携して技術支援を実施することを得意としており、これまで日本企業とは3件(コマツ、イオン、野村興産)のMOUを締結。特に、株式会社小松製作所(コマツ)とは、リベリアで重機取扱いに関する若者の職業訓練プロジェクトを2014年から行い、2016年からは延長フェーズを実施中。MOUを伴わない形での日本企業との連携も多く、UNIDOが我が国補正予算での拠出によってイラクで実施中の案件の中で、トーハツ株式会社が現地人材の本邦研修を2017年3月に実施。また、UNIDO東京事務所では、日本企業と途上国の官民キーパーソン・現地優良企業との橋渡し役を行い、他の国内機関が実施しにくいきめ細かいマッチング支援を提供し、日本企業の途上国進出に寄与している。特に、現在アフリカ3カ国(アルジェリア、エチオピア、モザンビーク)に2013年から配置するアフリカ投資促進アドバイザーは日本企業のアフリカ進出に直接的な貢献を果たしており、これまで100社以上の企業が情報提供やマッチング支援等のサポートを受けた。中でも、エチオピアで皮革製品現地工場を設立したヒロキ株式会社(横浜市)は、UNIDO現地アドバイザーの支援を受けてアフリカ進出に成功した優良事例。2014年以降にUNIDO東京事務所による支援を通じて途上国進出に成功した日本企業の代表例は、ヤクルト(ミャンマー・現地工場設立)、アデランス(ラオス・事業許認可取得)、トーハツ(モザンビーク・現地代理店契約)、トルコ(三菱電機・現地会社設立)など(なお、TICAD VIで取り上げられた地熱発電の推進に向けて、日本企業が有する技術を活用した東アフリカでの地熱案件(経済産業省の拠出金による事業)がUNIDOにおいて2016年11月に採択され、実施に向けて準備中。)

・また、地方自治体との連携にも熱心であり、北九州市、横浜市、川崎市等との各種共同事業を実施しているほか、国立研究開発法人NEDOと環境・エネルギー分野におけるMOUを、また、独立行政法人JETROとは投資促進分野におけるMOUをそれぞれ締結している。具体的には、北九州市とは2010年にMOUを締結し、アジア・アフリカの廃棄物政策等に携わる政府関係者向けの「エコタウンマネージャー研修」を毎年共同実施。横浜市とは途上国の持続的発展の促進に向けた協力共同声明を2013年に発出。川崎市とは、毎年開催される川崎国際環境技術展に駐日途上国大使館員を対象とした技術展ツアー・マッチング事業を実施。

・2013年にNEDOとMOUを締結して以降、ウィーン・エネルギー・フォーラムなど、双方が実施する国際会議へ参加するなど、連携を促進。2016年にMOUを結んだJETROとは、アフリカの投資庁職員招聘事業等をUNIDO東京事務所と共同実施。

・UNIDO本部が所在するウィーンにおいては、大使をはじめハイレベルから、UNIDO事務局長等との協議・働きかけを定期的に実施するとともに、毎年実施されている事務局長訪日の際には、外務省地球規模課題審議官、外務省政務、経産省政務等のハイレベルとの協議を通じて、我が国のためにUNIDOをいかに活用するかという観点から、幅広く具体的事項について働きかけを実施。

・我が国は、UNIDOに対し、技術協力を実施する際には、国際的に高い水準にある我が国の産業技術を活用し、十分な知見や資金を持たない途上国に技術普及支援を実施するよう推奨している。その結果、我が国の産業技術が活かされる各種の事業が実施されるとともに、当該機関の専門性を高め、被援助国の発展に寄与している(なお、経済産業省が推進する同省の拠出金による事業「低炭素・低排出クリーンエネルギー技術移転プログラム(LCET)」は我が国の低炭素技術の移転を目指したUNIDO技術移転案件の一例である。)

・これらの結果は、事務局長の訪日に際してUNIDO側から毎年提示される連携強化行動計画書及びそれに基づく実績のレビューの形で具現化され、UNIDOの活動に反映されている。我が国としては、こうした具体的かつ目に見える形での成果を着実に上げているUNIDOを高く評価。

・また、2016年のUNIDO設立50周年の機会には、我が国とUNIDOの関係に特化した英文パンフレットを作成し、同機関の総会や各種イベントに於いて配布する等、我が国の貢献・ビズビリティについて加盟国に対し積極的にアピールしている。加えて、別途の拠出金案件に係るキックオフ会合の様子が、我が国拠出事業の紹介ビデオクリップを多く作成し、ホームページ、YoutubeやTwitterで配信するなど、わかりやすく幅の広い広報に特に努めている。

・こうした広報の結果、受益国のメディアにおいて我が国の拠出による事業が取り上げられているのに加え、本邦でも主要全国紙やテレビ、通信社等においてUNIDOの活動が取り上げられる例が増えている(最近では、毎日新聞、日経新聞、NHK、時事通信、共同通信等で記事の掲載やニュースの配信が行われた。)

<p>4 当該機関等における日本人職員・ポストの状況等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・UNIDOには、2016年末現在、10名の日本人職員(専門職以上、JPO(ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー)を除く。)があり、当該機関の全職員数(専門職以上)に占める割合は4.15%と、国連関係国際機関全体の日本人職員割合(2.46%)(2015年末国連統計資料)に比べ著しく高く、専門職が100名以上在籍する主要25国際機関の中では第2位である。また、当該機関の意思決定に関与する幹部クラス(Dレベル以上)に限れば、28名中3名(10.7%)を日本人職員が占めており、上記の全職員数(専門職以上)に占める割合よりもさらに高いものになっている。 ・前年同期比の日本人職員数は、13名から10名に推移しているものの、これは、自主的な他機関への移籍や定年等職員側の事情による減少に加え、UNIDOの財政難(足腰予算の不足)による空席ポストの凍結等の実施に起因するものである。他方、事務局長に次ぐ重要ポストである事務局次長のポストは1996年以降我が国が占めており、また、こうした職員数減への手当として、UNIDOの組織内を総括し重要な事業の総合調整を行う主要幹部ポストである戦略計画調整部長への藤野氏の抜擢や財源の例外的な活用によるJPO職員の正規化等を実施。我が国の要望に対する最大限の配慮が見られる。 ・我が国は、UNIDOの設立以来、主要意思決定機関であるPBC及びIDBの委員国・理事国を一貫して務め、UNIDOの予算策定、財政管理マネジメント、政策立案、活動実施の点で積極的に関与している。また、PBC及びIDBそれぞれの拡大ビューローにおいては、我が国に主要国として常時席が割り当てられており、重要議事の決定に際し我が国の意思を反映する機会を確保している。 ・経済産業省の拠出金により実施しているITPO東京事務所を通じた技術協力事業や低炭素・低排出クリーンエネルギー技術移転プログラム(LCET)事業においては、多くの日本人職員が関与している。 ・また、別途の任意拠出金で実施されている事業の形成・実施・調達等においては、日本人職員が中心となるとともに、その下で多数の日本人コンサルタントが関与している。 ・上述の連携強化行動計画書においても、日本人職員の増強に関しUNIDOが最大限配慮する方針が示されており、実際、フィールドから本部枢要ポストに日本人職員を登用するなどポストの質的な観点での配慮が見られる。 ・日本政府からの出向者をプロジェクトリーダーとして本部へ受け入れているほか、新たに民間研究所からの出向者をITPO東京に受け入れる等、工夫を凝らして日本人職員の採用に努めている。また、2016年から2017年にかけて、東京大学海洋アライアンスのインターンシッププログラムを実施し、4名のインターンを本部に派遣。当該プログラムは本年も実施予定。 ・2017年5月には、国際機関人事センターとともにキャリア・ガイダンスを東京で開催。UNIDOを第一希望としてJPO派遣を目指す参加者など50名が参加。 ・我が国は、日常的にウィーンにおいて、UNIDO幹部に対し、日本人職員がポストを獲得できるよう、大使を含むハイレベルから積極的な働きかけを行っている。また、李事務局長の訪日の機会に実施しているUNIDOと我が国の間の協議等を捉え、我が方からUNIDOに対し、UNIDO内において優秀な日本人職員が採用・登用されるよう、外務省政務、地球規模課題審議官等のハイレベルでも積極的な働きかけを行っている。 ・日本人の採用が好ましい地位(事業運営上、日本の関係者との円滑な協力が求められる部門等)や幹部ポストに空きが出た際には、適切な人材の発掘・マッチングや事務局へ働きかけを行う等、採用・昇進を支援している。 ・こうした取組の結果、1996年以降、一貫して事務局次長のポストを獲得しており、また、要職である戦略計画調整部長への藤野氏の抜擢や財源の例外的な活用によるJPO職員の正規化等が実現。なお、連携強化行動計画書においても、邦人職員の増強に関しUNIDOが最大限配慮する方針が示されており、実際、フィールドから本部枢要ポストに日本人職員を登用するなどポストの質的な観点での配慮が見られる。
<p>5 日本の拠出金等の執行管理におけるPDCAサイクルの確保</p>	<p>UNIDOにおいては、以下のとおり、PDCAサイクルが確保されている。</p> <p>PLAN: PBC及びIDBで二か年予算案を策定。総会にて予算案を承認。</p> <p>DO: 我が国が支払う分担金のUNIDOによる予算執行。在ウィーン国際機関日本政府代表部によるUNIDOの運営・活動のモニタリング。</p> <p>CHECK: 内部・外部監査報告書による運営活動の成果を日本政府として確認。</p> <p>ACT: 運営における改善事項を整理し、PBC、IDBや総会、不定期の協議を通じて改善すべき事項を要請。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国は、主要意思決定機関であるPBC及びIDBの委員国・理事国を一貫して務めており、これらの委員会及び理事会の機会を通じて、上記のPLAN、CHECK、ACTの全ての点において、我が国の考え方をUNIDO側に伝え、それは次期予算案や各種の活動に反映されている。また、PBC及びIDBそれぞれの拡大ビューローにおいては、我が国に主要国として常時席が割り当てられており、これらの点についても我が国の意思を反映する機会を確保している。 ・中期プログラム枠組(MTPF)は、成果主義に重点を置き、包括的成果パフォーマンス枠組(IRPF)をその構成要素とするUNIDOの事業及び予算の指針となる4か年の中期計画である。実施状況については、四半期に一度オープンデータプラットフォームにおいて、年に一度年次報告書において、それぞれ定期報告することとしているほか、2年毎に過去の実施状況及びその間のUNIDOを取り巻く状況の変化に応じ、次期4か年の方針として改定され、それはPBC及びIDBを通じて事前に加加盟国に提示されることとなっている。
<p>担当課室名</p>	<p>地球規模課題総括課</p>